

四日市港管理組合公報

号 外 平成26年3月31日 月 曜 日

目 次

訓 令

○四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令 (経営企画課) 1

公 告

○一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請の期間 (経営企画課) 32

訓 令

四日市港管理組合訓令第13号

庁 中 一 般

四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成26年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合事務決裁規程（平成8年四日市港管理組合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「四日市港管理組合行政組織規程」を「四日市港管理組合行政組織規則」に、「組織規程」を「組織規則」に改め、同条第7号中「組織規程」を「組織規則」に改め、同条第8号中「組織規程」を「組織規則」に改め、「推進監」を削り、「出納室長」を「室長」に改め、同条第9号中「組織規程」を「組織規則」に改める。

第3条第2項中「伊勢湾連携プロジェクト及び」を削り、「整備課」の次に「及び施設保全課」を加える。

別表1から別表2(3)までを次のように改める。

別表1 個別決裁事項

区分	事務の種類	事項	決裁区分					
			管理者	専決者				
				常勤副管理者	部長	次長	課長	副課長
1	任命等に関する事務	1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条の規定による特別職及び一般職の任免（採用、昇任、転任、退職）						
		(1) 常勤副管理者に係るもの	○					
		(2) 課長職以上に係るもの	○					
		(3) (1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの（ただし、非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。）			○			
		(4) 非常勤職員及び臨時的任用職員に係るもの					○	
2	分限、懲戒等に関する事務	1 地方公務員法第28条第1項の規定による分限処分（降任、免職）						
		(1) 課長補佐級職以上に係るもの	○					
		(2) (1)に掲げる職以外の職に係るもの			○			
		2 地方公務員法第28条第2項の規定による分限処分（休職）						
		(1) 課長補佐級職以上に係るもの	○					
(2) (1)に掲げる職以外の職に係るもの			○					

		3 職員の分限に関する条例（昭和48年四日市港管理組合条例第1号）第2条の規定による分限処分							
		(1) 課長職以上に係るもの	○						
		(2) (1)に掲げる職以外の職に係るもの			○				
		4 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分							
		(1) 職員に係るもの（非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。）	○						
		(2) 非常勤職員及び臨時的任用職員に係るもの			○				
		5 訓戒等処分							
		(1) 職員に係るもの（非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。）			○				
		(2) 非常勤職員及び臨時的任用職員に係るもの			○				
		6 懲戒審査委員会に係るもの			○				
		3 服務等に関する事務	1 地方公務員法第34条第2項の規定による供述の許可						
		(1) 部長職以上に係るもの			○				
		(2) 次長職及び課長職に係るもの			○				
		(3) (1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの					○		
		2 地方公務員法第35条の規定による職務専念義務の免除（別表2(1)の表第5号の項第1号に掲げるものを除く。）							
(1) 部長職に係るもの			○						
(2) 次長職及び課長職に係るもの			○						
(3) (1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの					○				
3 地方公務員法第38条の規定による営利企業等の従事許可									
(1) 部長職に係るもの			○						
(2) 次長職及び課長職に係るもの			○						
(3) (1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの					○				
4 地方公務員法第55条の2の規定による在籍専従の許可				○					

		5 四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年四日市港管理組合条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第2項から第5項までの規定による勤務時間の特例設定								○
		6 勤務時間条例第5条第1項の規定による勤務時間の割振り等の特例設定								○
		7 勤務時間条例第19条による常時勤務することを要しない職員の勤務時間、休暇等の決定								○
		8 四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年四日市港管理組合規則第6号）第21条の規定による週休日等についての別段の定め								○
		9 勤務時間及び休憩時間の変更承認								○
		10 履歴事項の変更等に係る届の受理								○
		11 履歴事項等の証明								○
		12 職員証の交付、再交付及び記載事項の訂正並びに職員記章の交付及び再交付								○
		13 職員証及び職員記章の返納届の受理								○
		14 病気休暇届、介護休暇届の受理								○
4	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の施行に関する事務	1 法第2条第1項の規定による育児休業の承認								○
		2 法第3条第3項の規定による育児休業の期間延長								○
		3 法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し								○
		4 法第6条の規定による臨時的任用の承認								○
		5 法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認								○
		6 法第11条第2項の規定による育児短時間勤務の期間延長の承認								○
		7 法第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し								○
		8 法第19条第1項の規定による部分休業の承認								○
		9 四日市港管理組合職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則（平成4年四日市港管理組合規則第2号）第5条第1項の規定による届出に関する事務								○

5	職員の研修に関する事務	1 研修の推進に関する計画の策定			○		
		2 その他研修に係るもの					○
6	特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和54年四日市港管理組合条例第2号）の施行に関する事務	1 条例第9条ただし書の規定による報酬の支給の決定					○
		2 条例別表その他の職の報酬額の決定					○
7	四日市港管理組合職員の給与に関する条例（昭和41年四日市港管理組合条例第8号）の施行に関する事務	1 給料、賃金及び非常勤嘱託員に係る報酬の認定及び決定					○
		2 各種手当の認定、確認、算定、決定及び改定					○
8	四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例（昭和41年四日市港管理組合条例第10号）の施行に関する事務	1 四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則（昭和41年四日市港管理組合規則第16号第11条ただし書の規定による証人等の旅費の特例の承認					○
		2 規則第13条の規定による航空機の利用の許可					○
		3 規則第17条の規定による外国旅行の場合の旅費の級等の決定					○
9	退職手当に関する事務	1 常勤の副管理者の給与に関する条例（昭和41年四日市港管理組合条例第22号）の規定による退職手当の支給額の決定及び通知	○				
		2 四日市港管理組合職員退職手当条例（昭和41年四日市港管理組合条例第11号）の規定による一般職の退職手当の支給額の決定及び通知					
		(1) 課長職以上に係るもの	○				
		(2) (1)に掲げる職以外の職に係るもの			○		
10	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年四日市港管理組合条例第43号）の施行に関する事務	1 条例第3条第2項の規定による災害の公務上及び公務外の認定並びに通知					○
		2 条例第5条の規定による補償基礎額の決定等					○
		3 条例第16条においてその例によるとされている地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第35条の規定による遺族補償年金の支給の停止及び停止の解除					○

		4 条例第20条第1項の規定による報告、提出、出頭及び診断等の命令						○	
		5 条例第21条の規定による補償の支払の一時差止めの決定						○	
		6 その他条例の施行に係るもの						○	
11	職員の救慰金等の支給に関する条例（平成6年四日市港管理組合条例第1号）の施行に関する事務	1 条例第7条の規定による救慰金又は見舞金の額の調整等				○			
		2 職員の救慰金等の支給に関する条例施行規則（平成6年四日市港管理組合規則第6号）第2条の規定による救慰金の支給等の決定及び第8条の規定による通知				○			
		3 規則第3条の規定による見舞金の支給等の決定及び第8条の規定による通知				○			
		4 規則第7条の規定による四日市港管理組合救慰金等審査会の委員の決定及び開催				○			
		5 その他条例の施行に係るもの				○			
12	児童手当法（昭和46年法律第73号）の施行に関する事務（公務員に関する特例に係る事務に限る。）	1 児童手当の認定						○	
		2 児童手当の支給						○	
		3 児童手当額の改定						○	
		4 児童手当現況届の受理及び審査						○	
13	四日市港管理組合公舎管理規則（昭和41年四日市港管理組合規則第15号）の施行に関する事務	1 公舎の使用許可						○	
		2 自動車保管場所の許可						○	
		3 家賃の決定及び改定						○	
		4 その他公舎の管理に係るもの						○	
14	福利厚生に関する事務	1 職員の健康診断に係るもの						○	
		2 職員互助会に係るもの						○	
		3 その他の福利厚生に関する事務						○	
15	四日市港管理組合職員安全衛生管理規程（昭和59年四日市港管理組合訓令第1号）の施行に関する事務	1 訓令第7条第2項の規定による健康管理医の選任						○	
		2 訓令第13条第1項第2号及び第3号の規定による安全衛生委員会の委員の任免						○	
		3 訓令第24条第2項の規定による休養及び出勤等の命令（訓令第24条第2項において準用する場合を含む。）						○	
		4 訓令第30条の規定による審査会等委員の任免						○	

16	四日市港管理組合公報発行規則（昭和41年四日市港管理組合規則第1号）の施行に関する事務	第2条の規定による発行						○	
17	防災対策に関する事務	組合の防災対策の処理方針の決定、実施			○				
18	四日市港管理組合職員事故取扱規程（昭和46年四日市港管理組合訓令第4号）に関する事務	1 第2条の規定による事故発生報告の受理			○				
		2 第6条の規定による審査の要求			○				
		3 審査報告書の受理			○				
19	労働組合との協議に関する事務	1 労働協約の締結			○				
		2 各種協定の締結			○				
20	四日市港管理組合情報公開条例（平成14年四日市港管理組合条例第1号）の施行に関する事務	1 条例第12条の規定による決定並びに条例第13条第2項及び第14条の規定による延長						○	
		2 条例第44条の規定による実施状況の公表						○	
		3 情報公開審査会に係るもの			○				
		4 その他公開に係るもの						○	
21	議会の招集、議案の提出その他議会に関する事務	1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定による議会の招集及び告示	○						
		2 地方自治法第102条第4項の規定による臨時会に付議すべき事件の告示	○						
		3 地方自治法第122条の規定による説明書の提出							○
		4 地方自治法第149条第1号の規定による議会の議決を経るべき事件の議案提出			○				
		5 地方自治法第179条第3項の規定による専決処分の報告	○						
		6 地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告							○
		7 地方自治法第233条第3項の規定による議会の認定に付すること。				○			
		8 管理者提案説明等		○					
		9 その他議会に関する重要事項		○					
		10 議会との重要な連絡調整			○				
		11 その他議会との連絡調整							○

22	予算に関する事務	1 地方自治法第211条第1項の規定による予算の調整	○					
		2 四日市港管理組合財務規則（昭和41年四日市港管理組合規則第12号。以下「財務規則」という。）第16条の規定による予算の配当			○			
		3 財務規則第17条の規定による予算の執行方針			○			
		4 財務規則第19条の規定による予備費の充当	○					
		5 財務規則第20条の規定による歳出予算の項目間の流用		○				
		6 財務規則第20条の規定による歳出予算の節間の流用及び節の設定						
		(1) 1件につき100万円以上の場合			○			
		(2) 1件につき100万円未満の場合					○	
		7 地方自治法第219条第2項の規定による議決予算の公表					○	
		8 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定による継続費繰越計算書の調製及び議会への報告					○	
		9 地方自治法施行令第146条第2項の規定(政令第150条第3項において準用する場合を含む。)による繰越計算書の調製及び議会への報告					○	
		10 財務規則第25条の規定による繰越計算書及び継続費繰越計算書の出納長への通知					○	
11 地方自治法施行令第151条の規定による予算の成立、歳出予算の配当及び予備費の充当の通知					○			
12 地方自治法第243条の3第1項の規定による財政状況の作成及び公表(法第243条の3第2項の規定による組合の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書の議会への提出を含む。)					○			
23	決算に関する事務	1 地方自治法第233条第2項の規定による決算及び証拠書類を監査委員の審査に付すること。					○	
		2 地方自治法第233条第3項の規定による監査委員の審査に付した決算を議会の認定に付すること。			○			

		3 地方自治法第233条第5項の規定による主要な施策の成果を説明する書類の提出						○	
		4 地方自治法第233条第6項の規定による決算の公表						○	
		5 地方自治法第233条の2の規定による歳計剰余金の処分	○						
		6 地方自治法第241条第5項の規定による基金運用の状況を示す書類を監査委員の審査に付すること及び議会への提出					○		
		7 地方自治法施行令第145条第2項の規定による継続費精算報告書の調製及び議会への報告						○	
		8 財務規則第80条の規定による決算書等の受理						○	
24	借入れ等に関する事務	1 地方財政法（昭和23年法律第109号）第33条の7第4項の規定による組合債の許可申請に係るもの						○	
		2 地方自治法第230条の規定による組合債の借入れに係るもの					○		
		3 地方自治法第230条の規定による組合債の償還に係るもの						○	
		4 地方自治法第235条の3の規定による一時借入金の借入れに係るもの					○		
		5 地方自治法第235条の3の規定による一時借入金の償還に係るもの						○	
25	四日市港管理組合資金運用方針に関する事務	1 運用方針の制定、改正及び廃止	○						
		2 運用手続に関する基準の制定、改定及び廃止		○					
		3 運用方針第4の規定による基金取崩計画の策定及び変更		○					
		4 運用方針第4の規定による年間運用計画書の策定							
		(1) 歳計現金による債券運用に係るもの		○					
		(2) 基金による債券運用に係るもの		○					
		5 運用方針第4の規定による年間運用計画書の変更							
		(1) 歳計現金に係るもの		○					
		(2) 基金に係るもの		○					
		6 運用方針第6の規定による中期運用計画書の策定							
		(1) 歳計現金に係るもの		○					

		(2) 基金に係るもの	○				
		7 運用方針第6の規定による中期運用計画書の変更					
		(1) 歳計現金に係るもの	○				
		(2) 基金に係るもの	○				
		8 運用方針第7の規定による運用の決定に係るもの	○				
		9 運用方針第9の規定による運用結果の公表に係るもの	○				
26	歳計現金の管理に関する事務	1 財務規則第118条の規定による指定金融機関以外の金融機関への預金の協議に係るもの				○	
		2 債券の運用に係るもの					
		(1) 債券運用の決定	○				
		(2) 債券の途中売却	○				
27	基金の管理に関する事務	1 地方自治法第241条の規定による基金に属する現金の管理のうち指定金融機関以外の金融機関への預金の協議に係るもの	○				
		2 繰替運用の実施の決定	○				
		3 債券の運用に係るもの					
		(1) 債券運用の決定	○				
		(2) 債券の途中売却	○				
28	組合有建物災害共済に関する事務	1 災害保険契約及び更新				○	
		2 災害共済金、災害見舞金その他の助成金の請求				○	
29	四日市港管理組合庁舎等管理規則（昭和50年四日市港管理組合規則第3号）の施行に関する事務	1 規則第11条、第12条、第13条及び第14条の規定による許可、指示、許可の取消し、許可の効力の停止及び措置命令				○	
		2 その他庁舎管理に係るもの				○	
30	四日市港管理組合財務規則（昭和41年四日市港管理組合規則第12号）の施行に関する事務	1 規則第4条の規定による会計管理者の印鑑の届出				○	
		2 規則第36条第2項の規定による納付金の指定				○	
		3 規則第45条の2第2項の決定による経費の指定				○	
		4 規則第178条の規定による不用物品の通知の受理				○	
		5 規則第179条の規定による不用の決定				○	

31	港湾法（昭和25年法律第218号）の施行に関する事務	6 規則第182条の規定による管理者の指定					○	
		1 法第3条の3第1項の規定による港湾計画の策定に係るもの			○			
		2 法第3条の3第3項の規定による地方港湾審議会の意見聴取に係るもの				○		
		3 法第3条の3第4項の規定による港湾計画（策定又は変更）の国土交通大臣への提出に係るもの				○		
		4 法第3条の3第8項の規定による港湾計画（軽易な変更）の国土交通大臣への送付に係るもの						○
		5 法第3条の3第9項の規定による港湾計画の概要の公示に係るもの						○
		6 法第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定による港湾区域の認可に係るもの			○			
		7 法第33条第2項において準用する法第9条第1項の規定による港湾区域の公告に係るもの				○		
		8 法第34条において準用する法第12条第5項の規定による公示						○
		9 法第37条第1項第1号及び同条同項第2号の規定による行為の許可						
		(1) 新規許可の場合			○			
		(2) 更新の許可の場合						○
		10 法第37条第1項第3号及び同条同項第4号の規定による行為の許可			○			
		11 法第37条の2の規定による港湾隣接地域の指定に係るもの			○			
		12 法第37条の2第2項の規定による港湾隣接地域の公告に係るもの						○
		13 法第37条の2第3項の規定による港湾隣接地域の国土交通大臣への報告に係るもの						○
		14 法第38条第1項の規定による臨港地区の指定に係るもの			○			
15 法第37条の3第2項の規定による船舶等放置禁止区域の指定に係るもの				○				
16 法第37条の3第2項の規定による船舶等放置禁止区域の公告に係るもの						○		
17 法第37条の3第2項の規定による船舶等放置禁止物件の指定に係るもの			○					

18 法第37条の3第2項の規定による船舶等 放置禁止物件の公告に係るもの					○	
19 法第38条第3項の規定による臨港地区の 公告に係るもの					○	
20 法第38条の2第1項の規定による行為の 届出の受理					○	
21 法第38条の2第7項の規定による行為の 勧告			○			
22 法第38条の2第8項の規定による行為の 変更命令			○			
23 法第38条の2第10項の規定による行為の 措置要請			○			
24 法第39条の規定による臨港地区の分区の 指定に係るもの			○			
25 法第40条の2第1項の規定による違反構 築物の撤去等の命令				○		
26 法第41条第1項の規定による構築物の改 築等の命令				○		
27 法第41条第3項の規定による損失補償の 決定				○		
28 法第44条第1項の規定による公表			○			
29 法第45条第1項の規定による港湾管理者 以外の者の料金の徴収に係る書面の受理					○	
30 法第45条の3の規定による滞船の場合に おける要請					○	
31 法第46条第1項の規定による港湾施設の 譲渡等に係る認可申請					○	
32 法第49条の規定による業務に関する収入 等に係る公表及び国土交通大臣への報告					○	
33 法第49条の2の規定による港湾台帳の調 製に係るもの					○	
34 法第55条の2第1項の規定による他人の 土地への立入りの決定					○	
35 法第55条の3の規定による防ぎよに従事 すべきことの命令等					○	
36 法第55条の4の規定による損失補償の決 定					○	
37 法第56条の4第1項の規定による工事の 中止等の命令、許可の取消等					○	
38 法第56条の4第2項の規定による当該措 置の命令及び公告					○	

		39 法第56条の5第1項の規定による報告徴収等						○		
		40 港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第1条の規定による港湾施設の認定の申請						○		
		41 規則第14条の2の規定による港湾台帳の閲覧に係るもの						○		
32	四日市港の港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例（平成12年四日市港管理組合条例第1号）の施行に関する事務	1 条例第2条の規定による占用料等の決定及び徴収						○		
		2 条例第3条の規定による占用料等の減免								
		(1) 新規許可の場合							○	
		(2) 更新の許可の場合							○	
		3 条例第4条第2項の規定による占用料等の分納							○	
		4 条例第5条の規定による占用料等の返還							○	
		5 条例第6条の規定による過怠金の徴収						○		
33	四日市港の港湾区域内及び港湾隣接地域内における工事等に関する規則（昭和41年四日市港管理組合規則第10号）の施行に関する事務	1 規則第4条の規定による変更等の許可						○		
		2 規則第5条第1項に係る期間の決定						○		
		3 規則第5条第2項の規定による継続占用等の許可							○	
		4 規則に規定する各種申請書及び届の受理							○	
34	臨港地区内の分区における構築物の規則条例（昭和41年四日市港管理組合条例第23号）の施行に関する事務	条例第3条第2項の規定による禁止構築物の許可					○			
35	四日市港管理組合港湾施設条例（昭和41年四日市港管理組合条例第3号）の施行に関する事務	1 条例第3条の規定による行為の許可						○		
		2 条例第4条の規定による立入制限						○		
		3 条例第5条の規定による使用許可							○	
		4 条例第6条の規定による工作物等の設置許可							○	
		5 条例第8条の規定による職員の立入調査							○	
		6 条例第12条の規定による船舶の離岸又は転びよりの命令							○	
		7 条例第13条の規定による入出港届の受理							○	

		8 条例第14条の規定による報告及び関係書類の提示							○
		9 条例第15条の規定による港内業務の承認							○
		10 条例第16条の規定による使用料の調定等							○
		11 条例第17条の規定による使用料の減免及び還付（次号によるものを除く。）							
		(1) 減免の新規許可の場合							○
		(2) 減免の更新許可の場合							○
		(3) 還付の場合							○
		12 入港料及び港湾施設使用料の減免に関する要綱に基づく使用料の減免							○
		13 条例第18条の規定による許可の取消し							○
		14 条例第20条の規定による原状回復命令							○
		15 四日市港管理組合港湾施設条例施行規則（昭和41年四日市港管理組合規則第2号）の施行に係るもの							
		(1) 各種申請書、届出の受理（変更含む。）							○
		(2) 第2条による許可							○
		(3) 第3条第4号の規定による認定							○
		(4) 第9条の荷重の制限							○
		(5) 第14条の規定によるけい離指示							○
		(6) 第15条の規定による場所変更命令							○
		(7) 第19条の臨港橋の開閉時間の決定及び運航許可							○
		(8) その他の施行規則の施行に係るもの							○
36	四日市港管理組合入港料条例(昭和52年四日市港管理組合条例第1号)の施行に関する事務	1 条例第5条第2項の規定による免除及び減額							○
		2 条例第6条ただし書の規定による還付							○
		3 条例第7条の規定による関係書類の提示							○
37	海岸法（昭和31年法律第101号）に関する事務	1 法第4条第1項の規定による知事からの協議							○
		2 法第6条第1項の規定による主務大臣からの協議				○			
		3 法第7条第1項の規定による海岸保全区内における占用の許可							
		(1) 新規の許可の場合							○
		(2) 更新の許可の場合							○

4	法第8条第1項の規定による海岸保全区域における行為の許可					○
5	法第8条の2第2項に規定する公示					○
6	法第10条第2項の規定による海岸保全区域内における占用等に係る国等の協議					
(1)	法第7条第1項の規定に係るもの					
ア	新規の協議の場合					○
イ	更新の協議の場合					○
(2)	法第8条第1項の規定に係るもの					○
7	法第12条第1項及び第2項の規定による監督処分等					○
8	法第12条第3項の規定による簡易代執行の決定等			○		
9	法第12条第3項の規定による公告					○
10	法第12条第5項の規定による告示					○
11	法第12条第6項の規定による売却の決定					○
12	法第12条第7項の規定による廃棄の決定					○
13	法第12条の2第1項の規定による損失の補償（法第18条第7項及び第21条第3項の規定による補償を含む。）				○	
14	法第12条の2第3項の規定による補償金の決定（法第18条第8項、第21条第4項及び第22条第3項において準用する場合を含む。）					○
15	法第12条の2第4項の規定による原因者負担金の決定				○	
16	法第13条第1項の規定による海岸管理者以外の者の施行する工事の承認					○
17	法第13条第2項の規定による国等が施行する工事に係る当該国等との協議					○
18	法第15条の規定による兼用工作物の工事の施行等に係る協議					○
19	法第16条第1項の規定による工事原因者の工事の施行命令					○
20	法第17条第1項の規定による附帯工事の施行の決定					○
21	法第18条及び第20条の規定による立入					
(1)	立入の決定					○
(2)	立入の通知、立入者の任免等					○

22	法第18条第7項の規定による損失補償額の決定				○		
23	法第19条第1項の規定による補償金額の決定又は補償工事の施行の決定				○		
24	法第19条第3項の規定による損失補償の協議					○	
25	法第19条第4項の規定による収用委員会への裁決の申請					○	
26	法第20条第1項の規定による報告の徴収及び検査員の任免					○	
27	法第21条第1項及び第2項の規定による海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設に係る措置命令					○	
28	法第22条第1項の規定による知事への申請及び損失補償に係るもの			○			
29	法第24条第1項の規定による海岸保全区域台帳の調製及び保管に係るもの					○	
30	法第24条第2項の規定による海岸保全区域台帳の閲覧に係るもの					○	
31	法第27条第2項の規定による大臣への海岸保全施設の新設等の施行に係る承認申請					○	
32	法第30条の規定による兼用工作物の費用の協議					○	
33	法第31条の規定による原因者負担金の決定					○	
34	法第32条の規定による費用の負担の決定					○	
35	法第33条の規定による受益者負担金の決定					○	
36	法第35条の規定による負担金等の督促、延滞金の決定及び滞納処分					○	
37	法第38条の規定による報告及び資料の主務大臣への提出					○	
38	法第40条第3項の規定による協議内容に係る通知の受理					○	
39	海岸法施行令(昭和31年政令第332号)第1条の5第3項の規定による通知の受理					○	
40	海岸法施行令第3条の規定による海岸保全区域における制限行為の指定					○	

38	四日市港管理組合海岸占用料等徴収条例（平成12年四日市港管理組合条例第2号）の施行に関する事務	1 条例第2条の規定による占用料等の徴収					○	
		2 条例第3条の規定による占用料等の減免						
		(1) 新規の許可の場合					○	
		(2) 更新の許可の場合					○	
		3 条例第4条第2項の規定による占用料等の分納					○	
4 条例第5条の規定による占用料等の返還					○			
39	海岸法施行細則（平成7年四日市港管理組合規則第8号）の施行に関する事務	1 細則第4条ただし書による期間の承認					○	
		2 細則第10条の規定による権利譲渡等の承認					○	
		3 細則に規定する各種申請書及び届の受理					○	
40	公有水面埋立法（大正10年法律第57号）の施行に関する事務	1 法第2条の規定による埋立の免許			○			
		2 法第3条第1項の規定による出願事項の縦覧等（法第42条第3項において準用する場合を含む。）					○	
		3 法第3条第2項の規定による関係都道府県知事への通知（法第42条第3項において準用する場合を含む。）						○
		4 法第3条第3項に規定する利害関係を有する者の意見書の受理（法第42条第3項において準用する場合を含む。）						○
		5 法第6条第3項の規定による補償等の裁定（法第42条第3項において準用する場合を含む。）			○			
		6 法第10条の規定による損害補償等の処分（法第42条第3項において準用する場合を含む。）			○			
		7 法第11条の規定による免許の告示（法第42条第3項において準用する場合を含む。）						○
		8 法第12条の規定による免許料の徴収						○
		9 法第13条の規定による工事の着手及び竣功期間の指定						○
		10 法第13条の2の規定による出願事項の変更の許可（法第42条第3項において準用する場合を含む。）			○			
		11 法第14条第1項の規定による他人の土地への立入り等の許可（法第42条第3項において準用する場合を含む。）						○
		12 法第16条第1項の規定による埋立権の譲渡の許可			○			

13	法第20条の規定による権利義務の承継の届出の受理					○	
14	法第22条第1項の規定による埋立の竣功許可等			○			
15	法第22条第2項の規定による竣功許可の告示等					○	
16	法第23条の規定による竣功認可の告示の日前の埋立地の使用許可					○	
17	法第25条の規定による国有地の下付					○	
18	法第27条第1項の規定による埋立地に関する権利の処分の許可					○	
19	法第29条の規定による埋立地の用途変更の許可					○	
20	法第30条の規定による災害防止に関する義務の命令					○	
21	法第31条の規定による公有水面に在する工作物等の除去命令（法第42条第3項において準用する場合を含む。）					○	
22	法第32条第1項の規定による監督処分（法第36条第1項において準用する場合を含む。）					○	
23	法第32条第2項の規定による損害補償に関する処分					○	
24	法第33条の規定による是正命令等					○	
25	法第34条の規定による埋立権復活の処分			○			
26	法第35条第1項の規定による原状回復義務免除に関する処分（法第36条において準用する場合を含む。）			○			
27	法第35条第2項の規定による国有帰属の処分（法第36条において準用する場合を含む。）			○			
28	法第37条の規定による鑑定費用に関する処分（法第42条第3項において準用する場合を含む。）					○	
29	法第42条第1項の規定による国が施行する埋立の承認			○			
30	法第42条第2項の規定による竣功通知の受理					○	
31	法第43条の規定による埋立地の公共団体への帰属処分					○	
32	法第47条第1項の規定による国土交通大臣への許可申請					○	

		33 公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号。以下「勅令」という。）第1条第1項の規定による出願名義の変更届の受理(勅令第30条において準用する場合を含む。)							○				
		34 勅令第1条第2項の規定による承継届の受理（勅令第1条第4項において準用する場合を含む。)							○				
		35 勅令第4条の規定による受理及び周知										○	
		36 勅令第10条第2項の規定による協議に関する届出の受理（勅令第30条において準用する場合を含む。)										○	
		37 勅令第12条第1項の規定による申請の要領等の告知等（勅令第30条において準用する場合を含む。)										○	
		38 勅令第13条の規定による裁定書の謄本の交付等（勅令第30条において準用する場合を含む。)										○	
		39 勅令第15条第2項の規定による申請の要領等の告知（勅令第30条において準用する場合を含む。)										○	
		40 勅令第17条第3項の規定による埋立地の利用方法に係る変更届の受理										○	
		41 勅令第24条の規定による告示										○	
41	砂利採取法（昭和43年法律第74号）の施行に関する事務	1 法第16条の規定による採取計画の認可							○				
		2 法第20条第1項の規定による採取計画の変更認可							○				
		3 法第20条第2項及び第3項の規定による氏名等の変更届の受理										○	
		4 法第22条の規定による認可採取計画の変更命令										○	
		5 法第23条の規定による緊急措置命令等										○	
		6 法第24条の規定による砂利の採取に係る廃止の届出の受理										○	
		7 法第26条の規定による認可の取消し及び砂利の採取の停止命令							○				
		8 法第33条の規定による業務に関する報告の徴収										○	
		9 法第34条第2項及び第3項の規定による砂利採取場等への立入り検査等										○	
		10 法第36条第1項の規定による経済産業大臣等への通報										○	

		11 法第36条第2項の規定による登録の取消し等の通報の受理						○	
		12 法第36条第3項の規定による関係市町村長への通報						○	
		13 法第37条第2項の規定による是正措置の決定						○	
		14 法第38条第1項の規定による認可の取消し等に係る聴聞					○		
		15 法第43条の規定による砂利採取に係る国等との協議						○	
		16 砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通商産業省・建設省令第1号）第25条の規則による議長の指名				○			
		17 省令第26条の規定による聴聞会の期日等の公告						○	
42	振興対策に関する事務	1 航路誘致、集荷対策等に係るもの							
		(1) 航路誘致、集荷対策の方針の決定				○			
		(2) 航路誘致、集荷対策の年間事業計画の策定、実施					○		
		(3) 航路対策会議の開催、荷主等企業訪問に係るもの						○	
		2 海外ポートセールスミッション派遣、四日市港セミナー、懇談会、見学会の開催に係るもの							
		(1) 実施内容に係るもの				○			
		(2) その他開催に係るもの						○	
		3 港まつりに係るもの						○	
		4 海の日の行事に係るもの						○	
		5 外国港湾等との友好交流に係るもの							
		(1) 開催日の決定、実施内容等重要な事項の決定に係るもの				○			
		(2) その他事務処理に係るもの						○	
		6 港の広報、宣伝に係るもの						○	
		7 展望展示室の運営に係るもの							
		(1) 運営方針に係るもの				○			
		(2) その他展望展示室の運営に係るもの						○	
		8 港湾の指定統計等に係るもの							
		(1) 申告義務者の表彰に係るもの				○			
		(2) 四日市港統計に係るもの						○	
		(3) 港湾の指定統計その他調査に係るもの						○	

43	四日市港管理組合建設工事執行規則（平成6年四日市港管理組合規則第5号）の施行に関する事務	規則第4条第3項の規定による入札参加資格者の審査、登録及び通知					○		
44	建設工事及び業務委託の施行に関する事務	1 工事請負費に係るもの（金額は、1件当たりの金額をいう。）							
		(1) 5億円以上のもの	○						
		(2) 2億円以上5億円未満のもの		○					
		(3) 7,000万円以上2億円未満のもの			○				
		(4) 7,000万円未満のもの					○		
		2 測量、調査及び設計等業務委託に係るもの（金額は、1件当たりの金額をいう。）							
		(1) 5,000万円以上のもの		○					
		(2) 1,000万円以上5,000万円未満のもの			○				
		(3) 1,000万円未満のもの					○		
		3 発注方法、入札参加資格及び入札指名業者の決定（金額は、1件当たりの金額をいう。）		○					
		4 予定価格の作成（金額は、1件当たりの金額をいう。）							
		(1) 工事請負費に係るもの							
		イ 2億円以上のもの		○					
		ロ 7,000万円以上2億円未満のもの			○				
		ハ 7,000万円未満のもの					○		
		(2) 測量、調査及び設計等業務委託に係るもの							
		イ 5,000万円以上のもの		○					
		ロ 1,000万円以上5,000万円未満のもの			○				
		ハ 1,000万円未満のもの					○		
		5 工事施工期限の延長に係るもの（1工事を通じ当初契約工期の3分の1以内のもの）					○		
		6 工事完成認定書の交付					○		
45	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）の施行に関する事務	政令第6条第22項の規定による設計単価及び歩掛の主務大臣への承認申請					○		

46	四日市港管理組合建設工事検査規則（平成4年四日市港管理組合規則第5号）の施行に関する事務	規則第2条第2号の規定による検査員の選任							○
47	国庫補助に関する事務	1 内定に係るもの							○
		2 交付申請に係るもの							○
		3 交付決定受理に係るもの							○
		4 補助金請求に係るもの							○
		5 財産処分等承認申請に係るもの							○
		6 完了実績報告に係るもの							○
		7 額の確定等に係るもの							○
		8 その他必要な報告等に係るもの							○
48	審査及び技術基準の設定等に関する事務	1 設計審査に係るもの							○
		2 技術審査に係るもの							○
		3 設計単価歩掛に係るもの							○
49	施設等の管理に関する事務	1 未竣工地の管理に係るもの							○
		2 自家用電気工作物、その他の電気設備の設置及び管理運用等							○
		3 空気調和設備、衛生施設の設置及び管理運用							○
		4 その他外かく施設、海岸保全施設、電気施設及び環境設備施設の維持管理に係るもの							○
50	その他工事の実施に係る事務	1 単独事業に係る事業計画に係るもの							○
		2 災害復旧事業及び関連事業に係るもの							○
51	四日市港港湾審議会条例（昭和49年四日市港管理組合条例第2号）の施行に関する事務	1 港湾審議会委員の就任又は解任に係るもの				○			
		2 港湾審議会の開催に係るもの							○
		3 港湾審議会への諮問に係るもの					○		
52	港湾政策に関する事務	1 基本構想の策定に係るもの	○						
		2 国家予算要望活動に係るもの							○
		3 環境アセスメントの協定、協議に係るもの					○		
53	気象、海象に関する事務	1 気象、海象に係るもの							○
		2 潮位表の作成等に係るもの							○

54	法令に基づく関係省庁への許可申請及び届出等に関する事務	1 港則法（昭和23年法律第174号）に関する事務						
		(1) 法第5条第6項の規定による行為の協議					○	
		(2) 法第23条第1項の規定による行為に関する海上保安部への協議					○	
		(3) 法第32条の規定による港内行事の許可申請					○	
		2 船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第31条第1項の規定による船舶の検査申請					○	
		3 船舶法（明治32年法律第46号）第5条の2第1項及び第2項の規定による船舶国籍証書の検認申請					○	
		4 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に関する事務						
		(1) 法第43条の2の規定による排出油防除計画に係るもの					○	
		(2) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号）第38条第5項の規定による届出の受理					○	
		5 船員法（昭和22年法律第100号）に関する事務						
		(1) 法第19条の規定による海難報告					○	
		(2) 法第37条の規定による雇入及び雇入公認申請					○	
		(3) 法第111条の規定による報告					○	
		6 電波法（昭和25年法律第131号）に関する事務						
		(1) 法第17条第1項の規定による無線設備変更許可申請					○	
		(2) 法第39条第4項並びに法第51条の規定による無線従事者選任届及び解任届					○	
		(3) 法第73条第1項の規定による検査受検					○	
		(4) 法第80条の規定による報告					○	
		(5) 無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）第16条第1項の規定による再免許申請					○	
		7 水難救護法（明治32年法律第95号）第24条第1項の規定による漂流物及び沈没品に係るもの					○	

		8 水路業務法（昭和25年法律第102号）第19条第1項の規定による水路関係事項の通報						○	
		9 航路標識法（昭和24年法律第99号）第5条第1項の規定による航路標識の変更許可申請及び報告						○	
		10 公有水面埋立法第2条の埋立免許申請						○	
		11 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条第1項の規定による登録申請						○	
55	四日市港ポートビル条例施行規則（平成11年四日市港管理組合規則第2号）の施行に関する事務	1 規則第4条の規定による使用の許可						○	
		2 規則第5条及び第6条の規定による使用変更の許可						○	
		3 規則第9条の規定による使用料の減免の承認						○	
		4 規則第10条の規定による使用料の還付						○	
		5 規則第12条の規定による入場料の免除の承認						○	

別表2 共通決裁事項

(1) 一般事務

区分	事務の種類	事項	決裁区分				
			管理者	専決者			
				常勤副管理者	部長	次長	課長
1	事務管理に関する事務	1 組合行政の基本的な方針の決定	○				
		2 部の事務の基本的な処理方針の決定		○			
		3 課の事務の基本的な処理方針の決定				○	
		4 担当の事務の基本的な処理方針の決定					○
2	条例及び規則等に関する事務	1 条例の制定改廃	○				
		2 規則の制定	○				
		3 規則の改廃					
		(1) 軽易なものを除く。	○				
		(2) 軽易なものに限る。		○			
		4 訓令及び訓の制定改廃				○	
		5 告示及び公告の制定改廃					○
6 事務処理の基準、要綱及び要領等の制定改廃					○		

3	許可及び認可等に関する事務	1 許可、認可、特許、免許、認定、命令、決定、勧告及び指示等並びにこれらの取消し及び変更等					○		
		2 質問、立入検査、調査及び報告の徴収等						○	
		3 届出及び報告等の受理							○
		4 許可証、認可証、免許証、認定証及び登録証等の交付、再交付及び書換え等							○
		5 公聴会等の開催							○
		6 立入検査員証等の発行及び再発行等							○
4	行政手続法（平成8年法律第88号）の施行に関する事務	1 法第19条第1項の規定による聴聞の主宰者の指名（四日市港管理組合聴聞規則（平成8年四日市港管理組合規則第1号）第6条第2項の規定による新たな主宰者の指名を含む。）						○	
		2 審査基準及び処分基準の設定等その他施行に係るもの							○
5	服務等に関する事務	1 職務専念義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和41年四日市港管理組合条例第13号）第2条第1項第1号及び第2号並びに職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和41年四日市港管理組合規則第7号）第2条第1号、第2号及び第7号から第9号までに係るものに限る。）							
		(1) 部長職に係るもの		○					
		(2) 次長職に係るもの			○				
		(3) 課長職に係るもの				○			
		(4) (1)から(3)までに掲げる職以外の職に係るもの						○	
		2 四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例（昭和41年四日市港管理組合条例第10号）第4条の規定による旅行命令							
		(1) 部長職に係るもの		○					
		(2) 次長職に係るもの			○				
		(3) 課長職に係るもの				○			
		(4) (1)から(3)までに掲げる職以外の職に係るもの						○	
		3 四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年四日市港管理組合条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第4条第2項及び第5条第1項の規定により割振られた勤務時間への勤務命令							

(1) 部長職に係るもの		○				
(2) 次長職に係るもの			○			
(3) 課長職に係るもの				○		
(4) (1)から(3)までに掲げる職以外の職に係るもの					○	
4 勤務時間条例第6条の規定による週休日の振替等						
(1) 部長職に係るもの		○				
(2) 次長職に係るもの			○			
(3) 課長職に係るもの				○		
(4) (1)から(3)までに掲げる職以外の職に係るもの					○	
5 勤務時間条例第8条第1項の規定による断続的な勤務の命令						
(1) 部長職に係るもの		○				
(2) 次長職に係るもの			○			
(3) 課長職に係るもの				○		
(4) (1)から(3)までに掲げる職以外の職に係るもの					○	
6 勤務時間条例第8条第2項の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務命令					○	
7 勤務時間条例第8条の2の規定による時間外勤務代休時間の指定					○	
8 勤務時間条例第8条の2第2項の規定による時間外勤務代休時間における勤務命令					○	
9 勤務時間条例第11条の規定による休日の代休日の指定						
(1) 部長職に係るもの		○				
(2) 次長職に係るもの			○			
(3) 課長職に係るもの				○		
(4) (1)から(3)までに掲げる職以外の職に係るもの					○	
10 勤務時間条例第13条第3項の規定による年次有給休暇の付与						
(1) 部長職に係るもの		○				
(2) 次長職に係るもの			○			
(3) 課長職に係るもの				○		
(4) (1)から(3)までに掲げる職以外の職に係るもの					○	

		11 四日市港管理組合職員の給与に関する条例(昭和41年四日市港管理組合条例第8号)第15条第2項の規定による休日勤務の命令						○	
		12 四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年四日市港管理組合規則第6号。以下「勤務時間規則」という。)第15条及び第16条の規定による休暇の承認							
		(1) 部長職に係るもの	○						
		(2) 次長職に係るもの		○					
		(3) 課長職に係るもの			○				
		(4) (1)から(3)までに掲げる職以外の職に係るもの						○	
		13 勤務時間規則第19条第2項の規定による休暇の請求等の受理						○	
		14 着任期間の延長承認							
		(1) 部長職に係るもの	○						
		(2) 次長職に係るもの		○					
		(3) 課長職に係るもの			○				
		(4) (1)から(3)までに掲げる職以外の職に係るもの						○	
		15 臨時的任用職員及び非常勤職員の勤務時間の割振り等						○	
6	附属機関及び内部協議機関に関する事務	1 附属機関に係るもの							
		(1) 幹事及び書記の任免			○				
		(2) 諮問事項の決定			○				
		(3) 答申の受理			○				
		2 内部協議機関に係るもの						○	
7	争訟に関する事務	1 訴え等の提起及び応訴に係る方針の決定	○						
		2 訴え等の提起後及び応訴後の処理			○				
		3 調停事件に係る対応方針の決定			○				
		4 告発の決定			○				
		5 和解の処理			○				
		6 争訟に係る受任者及び代理人の指定						○	
		7 争訟に係る代理人の変更(組合職員に限る。)						○	
8	行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に関する事務	行政不服審査法に係る事項			○				

9	行政代執行法(昭和23年法律第43号)の施行に関する事務	1 法第2条の規定による代執行の決定	○					
		2 その他代執行に係るもの			○			
10	土地収用法(昭和26年法律第219号)の施行に関する事務	1 法第18条第1項の規定による事業の認定申請			○			
		2 法第39条第1項の規定による収用及び使用の裁決申請			○			
		3 法第94条第2項の規定による裁決の申請(法第124条第2項において準用する場合を含む。)			○			
		4 上記以外で重要な事項			○			
		5 その他土地収用に係るもの					○	
11	出資法人に関する指導監督	1 重要又は異例な指導監督			○			
		2 定例的な指導監督(地方自治法第243条の3第2項の規定による財政状況の把握等)					○	
12	四日市港管理組合財務規則(昭和41年四日市港管理組合規則第12号)の施行に関する事務	1 規則第3条第2項ただし書きの規定による任命			○			
		2 規則第5条第1項の規定による事故報告の受理(異例又は重要と認められるものを除く。)			○			
		3 規則第36条第1項の規定による納入方法の指定			○			
		4 規則第44条第1項の規定による不納欠損の承認			○			
		5 規則第81条の規定による競争入札参加資格の確認並びに競争入札に必要な参加資格の設定及び確認						○
		6 規則第81条の2の規定による一般競争入札及びせり売りの公告						○
		7 規則第109条の規定による監督を行う職員の選任						○
		8 規則第110条第1項の規定による検査を行わせる職員の選任						○

13	補助金等に係る 予算の執行の適 正化に関する法 律（昭和30年法 律第179号）の規 定に基づき、組 合が補助金の交 付を受ける場合 の事務	1 法第7条第1項の規定による承認申請					○
		2 法第7条第1項の規定による報告					○
		3 法第12条の規定による状況報告					○
		4 法第14条の規定による実績報告					○
		5 法第22条の規定による承認申請					○
		6 法第25条の規定による不服の申出				○	
		7 法第25条の規定による意見の申出				○	
14	組合の補助金等 の交付に関する 事務	1 補助金等の交付の対象となる事務又は事 業に対する遂行の指示					○
		2 補助金等の返還命令等					○
		3 補助金等の取消又は返還を命じた場合 における加算金及び延滞金の免除				○	
		4 他の補助金等の一時停止				○	
		5 上記以外の補助金交付に関する事務					○
15	四日市港管理組 合収入金の督促、 延滞金及び滞納 処分に関する条 例（昭和52年四 日市港管理組合 条例第11号）の 施行に関する事 務	1 条例第2条の規定による督促及び第3条 の規定による延滞金の徴収					○
		2 条例第4条の規定による滞納処分の決定					○
		3 その他徴収に係るもの					○
16	儀式及び表彰に 関する事務	儀式及び表彰に係るもの			○		
17	その他の事務	1 照会、回答、届出、進達、報告、通知及 び依頼等					○
		2 広報資料の発行					○
		3 公表の決定					○
		4 請願及び陳情等の処理					○
		5 公簿の閲覧及び縦覧					○
		6 証明書、謄本及び抄本の交付					○
		7 登記の嘱託及び登録の実施					○
		8 研修会及び打合せ等の開催					○
		9 共催、後援、協賛、推薦及びこれらに類 する名義の使用の承認					○
		10 統計の実施					○

(2) 収入を伴う事務

区 分		決 裁 区 分					備 考
		管理者	専 決 者				
			常勤副 管理者	部 長	次 長	課 長	
1	分担金及び負担金				全 額		
2	国 庫 支 出 金				全 額		
3	寄付金	負担付	全 額				
		その他			全 額		
4	繰 入 金				全 額		
5	諸 収 入				全 額		

備考：金額は、1件当たりの金額をいう。

(3) 契約の締結その他支出を伴う事務

区 分		決 裁 区 分					備 考
		管理者	専 決 者				
			常勤副 管理者	部 長	次 長	課 長	
1	報 償 費				全 額		
2	交 際 費				全 額		
3	需 用 費				全 額		
4	役 務 費				全 額		
5	委 託 料		5,000万 円以上	1,000万 円以上 5,000万 円未満	1,000万 円未満		
6	使用料及び賃借料				全 額		
7	工 事 請 負 費	5億円 以上	2億円 以上 5億円 未満	7,000万 円以上 2億円 未満	7,000万 円未満		
8	原 材 料 費				全 額		
9	備 品 購 入 費	7,000万 円以上			7,000万 円未満		
10	負担金、補助及び 交 付 金				全 額		
11	貸 付 金				全 額		

		補償金 及び 補填金			2,000万 円以上	1,000万 円以上 2,000万 円未満	1,000万 円未満		
12	補償、 補填 及び 賠償金	賠償金	1,000万 円以上		300万円 以上 1,000万 円未満	300万円 未満			法律上管 理組合の 義務に属 する損害 賠償のう ち、管理 者が専決 処分する ことができ るものに 限る。
13	償還金、 割引	利子及び 料					全 額		
14	投資 及び 出資金	電 信 電話料					全 額		
		その他			全 額				
15	積 立 金						全 額		
16	公 課 費						全 額		
17	繰 出 金				全 額				

備考：金額は、1件当たりの金額（予定価格又は見積金額を含む。）をいう。

別表2(4)備考を削る。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

公 告

四日市港管理組合建設工事執行規則（平成6年四日市港管理組合規則第5号）第4条第4項並びに四日市港管理組合財務規則（昭和41年四日市港管理組合規則第12号）第81条第3項の規定による一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物件関係（物品・業務委託））の期間を次のとおり定めましたので、公告します。

平成26年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

1 受付期間、場所等

県内に本店を有する者、県外に本店を有する者いずれも受付期間及び受付場所は、登録を希望する業務に応じて次のとおりとします。

(1) 建設工事、測量・建設コンサルタント等で登録を希望する場合は、郵送等の送付によるもののみの受付とします。

受 付 期 間	受 付 場 所
平成26年4月1日(火)から 平成27年3月31日(火)まで	〒514-0002 三重県津市島崎町56番地 公益財団法人三重県建設技術センター 入札参加資格登録共同受付担当

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、

4月1日から6月30日までの受付分・・・平成26年8月1日～平成30年5月31日

7月1日から9月30日までの受付分・・・平成26年11月1日～平成30年5月31日

10月1日から12月31日までの受付分・・・平成27年2月1日～平成30年5月31日

1月1日から3月31日までの受付分・・・平成27年5月1日～平成30年5月31日

となります。

ただし、末日が四日市港管理組合の休日を定める条例第1条に規定する休日（日曜

日、土曜日、祝祭日等)にあたるときは、これらの日の翌日をその期限とみなします。

- (2) 物件関係(物品・業務委託)で登録を希望する場合は、郵送等の送付によるもののみの受付とします。

受付期間	受付場所
平成26年4月1日(火)から 平成27年3月31日(火)まで	〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目96番地 三重県市町総合事務組合 共同受付・審査担当

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、

4月1日から6月30日までの受付分・・・平成26年8月1日～平成30年3月31日

7月1日から9月30日までの受付分・・・平成26年11月1日～平成30年3月31日

10月1日から12月31日までの受付分・・・平成27年2月1日～平成30年3月31日

1月1日から3月31日までの受付分・・・平成27年5月1日～平成30年3月31日

となります。

ただし、末日が四日市港管理組合の休日を定める条例第1条に規定する休日(日曜日、土曜日、祝祭日等)にあたるときは、これらの日の翌日をその期限とみなします。

2 問い合わせ先

三重県四日市市霞二丁目1番地の1

四日市港管理組合経営企画課総務担当

電話 059-366-7009

購 読 料 年間 3,120円 (月額 260円)	平成26年 3 月31日発行 四日市市霞 2 丁目 1 番地の 1 (電話 代表 0 5 9 (3 6 6) 7 0 0 6) 四 日 市 港 管 理 組 合